

気候変動対策実践モデル事業補助金の割当内示（採択）に係る審査基準等について

8 農産第 160 号  
令和 8 年 2 月 25 日  
農産課長通知

気候変動対策実践モデル事業補助金の割当内示（採択）に係る事業計画の審査基準及び審査方法等の取扱いについて、下記のとおり定める。

## 記

### 1 要望調査

- (1) 補助対象事業者は、事業要望時に事業計画書（気候変動対策実践モデル事業実施要領別記様式第 1 号別紙）の案（以下、「計画案」という。）を各広域振興局（京都乙訓地域は農産課。以下「振興局等」という。）へ提出する。
- (2) 事業の採択に係る審査は、提出された計画案に基づいて行われることから、実証予定の技術や計画の妥当性について、事前に農業改良普及センターと相談を行うなど十分検討の上、提出すること。

### 2 審査基準

別表のとおりとする。

### 3 審査方法

- (1) 審査は以下で構成された審査会で行う。
  - ・農林水産部農産課長
  - ・農林水産技術センター農林センター栽培技術開発部長
  - ・事業実施区域を所管する農業改良普及センター所長
- (2) 審査に当たっては、1 の要望調査で提出のあった計画案について、2 の審査基準により採点を行う。

### 4 割当内示（採択）

- (1) 審査会は、3 の審査による採点結果に加え、地域バランスや品目のバランスを勘案した上で、予算の範囲内で事業の採択案を作成する。
- (2) 審査会が、本事業の趣旨に合わない、又は極端に採点が低いと判断した計画案については、予算の範囲内であっても採択しないことがある。
- (3) 知事は、審査会が作成した採択案に基づき、割当内示を行う。

別表

気候変動対策実践モデル事業補助金に係る審査表（採点基準）

審査の視点	評価観点	判定基準
①導入技術・機械等の <u>期待度</u>	導入技術・機械等の有効性が期待できるか（過去研究・普及事例・根拠データ等から）	5点：有効性が期待できる 3点：有効性は期待できるが、一部根拠が不十分 1点：有効性は乏しい 0点：根拠なし
②導入技術・機械等の <u>新規性</u>	対策技術・機器導入の新規性があるか（府内で初の取組か、当該品目で初の取組か等）	5点：府内で初の取組 3点：当該品目で初の取組 1点：府内で当該品目の取組事例がある 0点：府内で当該品目で広く取り組まれている
③事業計画の <u>実現可能性</u>	具体的かつ実現可能性の高い事業計画が立てられているか（試験設計、導入・開催時期等）	5点：計画が具体的で、実現可能性が高い 3点：計画はやや抽象的だが、実現可能性は高い 1点：計画は具体的だが、実現可能性は低い 0点：計画が抽象的で、実現可能性も低い
④事業の <u>取組規模</u>	取組規模	5点：複数地域に実証圃場を設置 3点：同一地域内に複数の実証圃場を設置 1点：実証圃場が1か所
⑤期待される <u>経営改善効果</u>	品質・収量向上等の目標値及びその数値が妥当かどうか	5点：20%以上 3点：15%以上 1点：10%以上 0点：目標値が妥当でない
⑥対象品目の <u>重点度</u>	当該品目の重点度	5点：水稻・茶・園芸（京都府特産協重点推進品目） 3点：園芸（地域重点推進品目） 1点：その他品目